

事例7 精神障害事案（IT技術者）

○ 労働時間認定のポイント（所定始業時刻前の労働・休憩・緊急時対応のための電話当番・移動時間・指定時刻に自宅で行う作業・テレワーク）

- ・ 請求人は、所定始業時刻の約30分前に出勤しており、出勤時刻が始業時刻だと主張している。

事業場関係者によると、請求人が所定始業時刻より早く出勤していたことは確認されていたが、技術部では、始業時刻より前に労働することを義務付けられておらず、始業前から業務を開始することを余儀なくされているようなこともなく、所定始業時刻までに出勤すればよかったこと、始業前にあえて仕事をしなければならないような事情がなかったこと、始業前から請求人が通常の労働時間中のように働いていた様子がなかったこと等から、本事例では、始業前の時間は労働時間に該当しないと判断した。

ただし、平成30年9月11日にシステム障害が発生してからは、請求人の出勤時刻が所定始業時刻の1時間以上前になっていた。部の責任者である技術部長は、一刻も早くシステムを復旧させる必要があったため、始業時刻よりも早く出勤し、速やかに業務に従事していたと申述しており、始業前から労働することを余儀なくされていたことから、平成30年9月12日から同月25日までの始業前の時間は労働時間に該当すると判断した。

- ・ 所定の休憩時間以外にも残業中の時間帯等に休憩を取得しているか事業場関係者に確認したところ、仕事の合間に軽食を取り、すぐに仕事に戻る実態であったため、どれだけの時間労働から解放されていたと具体的に判断できるものではなかったため、本事例では、所定外の休憩はなかったと判断した。

- ・ 労働時間外にトラブルが起こった時のために、技術部の担当者が交替で緊急対応を行う当番を決めていた。実際に緊急事態が発生し、対応した時間は労働時間として申告されていたが、電話当番の待機時間は労働時間としては取り扱われていなかった。

電話当番の待機時間について、事業場関係者に確認したところ、飲酒禁止、1時間以内に出社できる場所で待機することが決められているが、他に制約はなく、自由に過ごせる時間であること、実際に緊急対応を行う頻度は2か月に1回程度であり、稀であること、電話に出られなくとも不利益な処分はないこと等の申述であり、本事例では、電話当番の待機時間は、使用者からの拘束の程度は薄く、使用者の指揮命令下にはないと判断した。

- ・ 緊急時に対応を行う電話当番の日に、6時から6時30分までの30分間システムの保守確認作業を行っていた。保守確認作業は業務命令として行われているものであり、本事例では、労働時間に該当すると判断した。

- ・ 始業時刻までに隣県の会社へ直行で出張するための移動時間に関して、通常の通勤以上に時間がかかっていたことは認められるが、公共交通機関を利用しての移動であり、移動中の行動に使用者からの業務命令等はなく、自由に過ごすことができたことから、本事例では、労働時間には該当しないと判断した。

出張先で業務を終えた後は、事業場に戻り通常業務に従事していたことから、出張先から事業場へ帰社する移動時間は、労働時間に該当すると判断した。

- ・ テレワークを行った労働日も出勤した場合と同様に自己申告により労働時間を把握していた。テレワークであっても、使用者の指揮命令下にある時間は労働時間に該当する。

本事例のテレワークは、労働時間に該当すると判断した。

精神障害の業務起因性判断のための調査復命書

〇〇 局 〇〇 署						整理番号	
署長	副署長	課長	給付調査官	係長	係	復命年月日 令和 2 年 9 月 3 日	
1. 調査官意見のとおり決定する（令和 年 月 日）						調査官職氏名	厚生労働事務官
2. 下記事由により再調査を要する。						受付年月日	令和 2 年 3 月 23 日
-----						請求種別	<input checked="" type="checkbox"/> 療養 <input checked="" type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 障害 その他（ ）
労働保険番号	99. 9. 99. 999999-999			事業の種類	通信業		
事業の名称	基準ソリューションズ株式会社				労働者数	57 人	
事業場の所在地	〒000-0000 〇〇県〇〇市				電話	999 (999) 9999	
ふりがな 被災労働者氏名	おおうち たかし 大内 隆		生年月日	昭和 55 年 11 月 2 日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 ・ 女	
職種	IT技術職				雇入年月日	平成 15 年 4 月 1 日	
ふりがな 請求人氏名	おおうち たかし 大内 隆		続柄	本人			
疾患名及び 発病時期	〔請求時〕 疾患名：ストレス関連障害（うつ状態）（F4）発病日：平成 30 年 10 月（頃）（発病時年齢 37 歳） 〔決定時〕 疾患名：重度ストレス反応（F43）発病日：平成 30 年 10 月（頃）（発病時年齢 37 歳）						
現在の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 生存 死亡（死亡年月日：平成 年 月 日 死亡時年齢 歳）						
請求人の申述	請求人は、「大規模なシステム障害が発生し、顧客から強いクレームを受けた」、「勤務時間外にも緊急電話対応を求められ、心が休まらなかった」と申述し、労災請求している。						
事案の概要 (認定した事実)	請求人は、平成 15 年 4 月より基準ソリューションズ株式会社に入社して、IT 技術職としてシステムの構築、運用、保守等の業務に従事していた。平成 30 年 10 月 30 日に毛利こころのクリニックを受診したところ、ストレス関連障害（うつ状態）と診断された。平成 30 年 9 月 11 日にシステム障害が発生し、同月 12 日、システム障害の件で、請求人は取引先からクレームを受けた。当該出来事の後、システム障害解消等のため、時間外労働が増加した。 業務以外の出来事、個体側要因は確認されていない。						
総合判断	〔調査官意見〕 本件は、〔 <input checked="" type="checkbox"/> 業務上 ・ 業務外 〕と考える。 ----- (理由) 本件は、平成 30 年 10 月頃、「重度ストレス反応（F43）」を発病していたものと認められる。 業務による心理的負荷は、「顧客や取引先からクレームを受けた」に該当する出来事があり、心理的負荷の強度は、「強」と判断した。 (医学意見書： <input checked="" type="checkbox"/> 専門医 ・ 部会)						

1 総合判断

(1) 発病の有無等

精神障害発病の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	発病時期	平成 30 年 10 月 (頃)
疾患名 (ICD-10 診断ガイド ラインによる)	重度ストレス反応 (F43)		

(2) 業務による心理的負荷

特別な出来事 の 評 価	心理的負荷が極度のもの・極度の長時間労働			
	有 () <input type="checkbox"/> 無			
発病前 6 か月間 に起きた精神障 害の発病に関与 したと考えられ る業務による出 来事及び出来事 後の 評 価	出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	恒常的な長時間労働の有無	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	具体的出来事			心理的負荷の 総合評価の強度
	(顧客や取引先からクレームを受けた) 平均 (I ・ <input checked="" type="checkbox"/> II ・ III) 具体的な内容及び評価： 平成 30 年 9 月 11 日に顧客の端末にシステム障害が発生した。システム障害が発生した翌日、請求人は、顧客から強いクレームを受けたことが確認されている。当該クレームにより取引先の喪失等の損害は生じず、事後対応として、原因究明、顧客への報告等を行った。 業務に関連して、顧客からクレーム（顧客の端末にシステム障害が発生したことに伴うクレームであり、内容として妥当なもの）を受けたことから、心理的負荷の強度は、「中」と判断する。			弱 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 中 ・ 強
	(「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」) 平均 (I ・ <input checked="" type="checkbox"/> II ・ III) 具体的な内容及び評価： システム障害の復旧作業に対処するため業務量は急増し、請求人の時間外労働時間数は、発症前 3 か月の 50 : 35 時間から、発症前 2 か月の 90 : 50 時間に増加したことが認められる。 発病前 3 か月から発病前 2 か月にかけて、時間外労働時間数がおおむね 20 時間以上増加し、1 月当たりおおむね 45 時間以上となるような仕事量の大きな変化が生じたことから、心理的負荷の強度は、「中」と判断する。			弱 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 中 ・ 強
() 平均 (I ・ II ・ III) 具体的な内容及び評価：			弱 ・ 中 ・ 強	
(類推の有無 有 ・ <input type="checkbox"/> 無)			(類推の有無 有 ・ <input type="checkbox"/> 無)	

労働時間の状況 (時間外労働時間数) 起点：10月25日	発病前1か月 30：10時間	発病前2か月 90：50時間	発病前3か月 50：35時間	発病前4か月 9：35時間	発病前5か月 37：00時間	発病前6か月 29：00時間
複数の出来事の 全体評価	<p>具体的出来事として、「顧客や取引先からクレームを受けた」、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が認められる。</p> <p>これら複数の出来事は、顧客の端末にシステム障害が発生したことを原因に関連して生じた出来事であるから、最初の出来事である「顧客や取引先からクレームを受けた」に当てはめ、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」を出来事後の状況とみなして全体評価すると、重大なクレームには至らないながらも、顧客から強いクレームを受けたこと、システム障害に対処するために、月90時間程度の時間外労働を行ったことを踏まえると、その全体評価は、「強」と判断した。</p>					
総合評価	弱 中 強					

(3) 業務以外の心理的負荷

出来事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められる					
発病前6か月間に起きた精神障害の発病に関与したと考えられる業務以外の出来事の評価	具体的出来事					
	(類推の有無 有 ・ 無)					I II III
個体側要因の有無	(類推の有無 有 ・ 無)					I II III
	<input checked="" type="checkbox"/> 確認できなかった <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められない <input type="checkbox"/> 確認できた内容は下記のとおりでこれにより発病したものとは認められる					
個体側要因の評価(顕著な事項及び内容)	既往歴	なし。				
	アルコール等依存状況	なし。				
	その他	なし。				

2-1 出現した心身の症状等に関する事項

当該疾病に関する精神科等の医療機関の受診状況	医療機関名	受診期間		病名
	初診 [毛利こころのクリニック] [H30年10月～ 年 月] [ストレス関連障害(うつ状態)] [] [年 月～ 年 月] [] [] [年 月～ 年 月] [] [] [年 月～ 年 月] []			
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H30年9月	システムトラブルが起こり、多忙で疲れていましたが、眠りづらくなりました。夜中に目が覚めることもありました。 (申立書)	○		
H30年10月	朝起きるのが困難になりました。頭痛、倦怠感、食欲減退、攻撃性の上昇、手足の震え等の症状がありました。 (申立書)	○	<p>仕事の間違いを注意したら、強く反発され、びっくりしました。 (課長 弘中重 電話録取書)</p> <p>大内さんは、始業時刻の30分前頃に出勤していましたが、10月の後半になると、出勤時刻が遅くなった印象がありました。 (部下 吉見正頼 電話録取書)</p>	○ ○

3 業務による心理的負荷の有無及びその内容

出来事：顧客や取引先からクレームを受けた				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
H30年 9月11 日～	<p>顧客の仮想デスクトップ端末が利用できなくなる障害が発生しました。 この障害は、9月11日に発生し、9月25日に解消しました。 いち早く復旧させなければならないため、朝早く出勤し、夜遅くまで働くことになりました。休日にも出勤したはずです。 システム障害が発生した翌日には顧客に呼ばれ、説明に行きましたが、「いったいどうしてくれるんだ。」と厳しい口調で叱責されました。私はただ平謝りするしかなかったのですが、どうにもできないことで長時間叱責されました。 障害が解消した後にも原因の究明、顧客への報告、謝罪等の事後対応を行いました。 (聴取書)</p>	○	<p>平成30年9月11日に発生したシステム障害のトラブルは、他部門の社員が起こしたトラブルでした。 大内さんの所属部署は、システム運用を行う部署であり、システム障害のリカバリーのため、労働時間が長くなりました。 (使用者報告書)</p> <p>顧客の仮想デスクトップ端末が使用できなくなるシステム障害が発生しました。不具合を解消するため、大内さんに限らず、技術部全体で復旧対応を行いました。 パソコンを使用できないと仕事にならないので、障害が発生した翌日には、大内さんのところに顧客から厳しいクレームが入りました。内容は相手があることなので、お答えできませんが、かなり厳しい内容でした。 システム障害に対応していた時は、突発的な対応に追われたため、残業時間は増えました。私も大内さんも、朝早く出勤し、夜遅くまで働きました。 システム障害は、9月25日頃には概ね復旧しました。事後対応は、原因の特定、顧客への報告等でトラブルが発生したときに通常行うような対応でした。 このシステム障害により、顧客に損害賠償を求められたことはありませんでしたが、利用できなくなった分の使用料は減額しました。損失が大きいものではありません。顧客との取引は継続しています。 大内さんが会社から処分されることはありませんでした。 (上司 陶晴斗 電話録取書)</p>	○
<p>認定事実 平成30年9月11日に顧客の端末にシステム障害が発生し、同月25日までにかけて復旧作業に当たった。システム障害が発生した翌日、請求人は、顧客から強いクレームを受けたことが確認されている。復旧後、原因究明、顧客への報告等の事後対応をおこなった。当該システム障害による損失は大きいものではなかった。 システム障害の復旧作業に対処するため業務量は急増し、請求人の時間外労働時間数は、前月の50:35時間から90:50時間に増加したことが認められる。</p>				

4-1 業務以外の心理的負荷の有無及びその内容

出来事： なし				
年・月	請求人の申述	資料No.	調査結果	資料No.
認定事実				

4-2 個体側要因の有無及びその内容

個体側要因 (有 ・ 無)
 上記が有の場合その内容

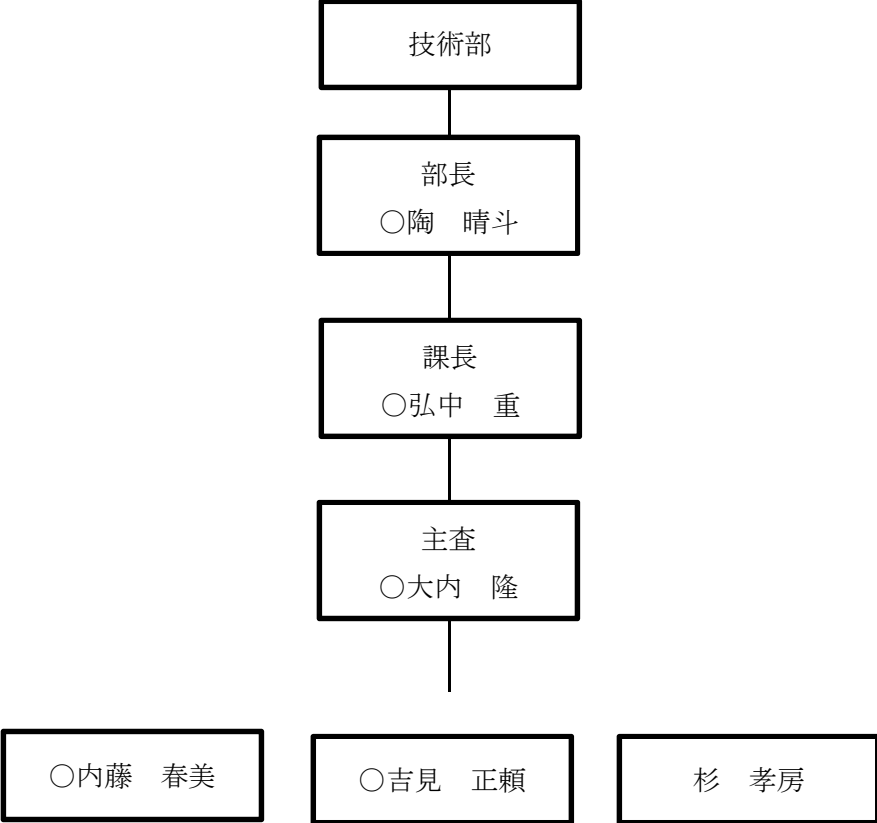
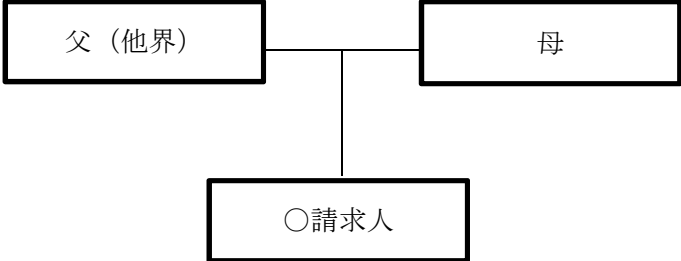
5-1 主治医・産業医等の意見

<p>主治医の意見書</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無]</p>	<p>(概要)</p> <p>毛利こころのクリニック 毛利元成医師 (令和2年4月16日作成)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成30年10月30日 2 不眠、倦怠感、頭痛、食欲減退 3 上記2のとおり 4 ストレス関連障害(うつ状態) SDSにてうつ状態であると評定されたが、自尊感情は保たれ、罪悪感などが認められないこと、心因が明確であり、了解不能性という内因性要素が認められないことから、うつ病とはせず、ストレス関連障害(うつ状態)と診断した。 5 平成30年10月頃 同時期から心身の変調が確認されていることから。 6 顧客から強く叱責を受けたこと、勤務時間以外にも緊急事態に備えて待機することで、心が休まらなかったと述べており、就労環境がストレスフルだったことが読み取れ、発症の大きな原因となつたと推定する。 7 うつ状態が重度であり、療養に専念するため、休業を指示。 少量から抗うつ剤を投与、徐々に増量。症状改善傾向。 8 申告されていない。 9 治療歴は把握していない。 10 いらいらしやすくなっていることに注意されたい。 11 なし 	<p>資料No.</p> <p>○</p>
<p>産業医意見書</p> <p>[有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無]</p>	<p>(概要)</p>	
<p>専門医意見書</p> <p>(請求人提出)</p> <p>[有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無]</p>	<p>(概要)</p>	

<p>部会 ・ 専門医 (監督署長依頼) の意見書</p>	<p>(地方労災医員の意見書)</p> <p>1 対象疾患の発病の有無、発病時期及び疾患名について 署の調査結果等を踏まえて、請求人には対象疾患の発病があり、その発病時期は、毛利こころのクリニックを受診し、精神医学的症候が他覚的に捉えられた平成30年10月頃と史料した。 疾患名は、毛利こころのクリニック主治医意見書に記載された医学的症候の特徴及び経過等から「重度ストレス反応 (F43)」と史料した。</p> <p>2 業務により出来事に関わる心理的負荷の強度について 署は、請求人の申述に基づき調査した結果、発病前6か月間に起きた対象疾患の発病に関与したと考えられる業務による具体的出来事として、「顧客や取引先からクレームを受けた」を認め、業務による出来事に関わる心理的負荷の強度は「強」と判断している。 署の見解は妥当であると思料した。</p>
--	---

6 就業条件等一般的事項

学歴	最終学歴〔中学校・高等学校・ <u>大学</u> ・大学院・その他（ ）〕 H15年3月 <u>卒業</u> ・中退	資料No.
職歴 〔直近のものから記載すること。〕	<p>事業場名</p> <p>〔 基準ソリューションズ (株) 〕〔 H15年 4月 1日～ 年 月 日 〕〔 IT技術職 〕</p> <p>〔 〕〔 年 月 日～ 年 月 日 〕〔 〕</p> <p>〔 〕〔 年 月 日～ 年 月 日 〕〔 〕</p>	○
現在の事業場に雇入後の配属先 〔直近のものから記載すること。〕	<p>配属先</p> <p>〔 技術部 〕〔 H28年 4月 1日～ 年 月 日 〕〔 主査 〕</p> <p>〔 クラウドサービス部 〕〔 H25年 10月 1日～ H28年 3月 31日 〕〔 主任 〕</p> <p>〔 クラウドビジネス推進室 〕〔 H21年 4月 1日～ H25年 9月 30日 〕〔 主任 〕</p> <p>〔 アウトソーシング事業部 〕〔 H17年 10月 1日～ H21年 3月 31日 〕〔 一般職 〕</p> <p>〔 ストラテジックシステム部 〕〔 H15年 4月 1日～ H17年 9月 30日 〕〔 一般職 〕</p>	○
<p>所定労働時間、所定休憩時間、所定休日等</p> <p>〔当該労働者について記載すること。〕</p>	<p>所定労働時間</p> <p>〔 (1日) 7時間 45分 〕</p> <p>〔 (1週間) 38時間 45分 〕</p> <p>所定始業時刻： 9時 00分</p> <p>所定終業時刻： 17時 45分</p> <p>所定休憩時刻： 12時 00分～13時 00分 (休憩時間 1時間 00分)</p> <p>所定休日： ①週休1日制 ②<u>週休2日制</u> ③カレンダー等により指定 ④その他</p> <p>〔特記事項〕</p> <p>労働時間制度： ①1ヶ月単位の変形労働時間制 ②1年単位の変形労働時間制</p> <p>③フレックスタイム制 ④裁量労働制 ⑤<u>その他</u></p> <p>〔特記事項〕</p> <p>通常の労働時間制度の適用である</p> <p>勤務形態： ①<u>日勤勤務</u> ②2交代制 (日勤・夜勤) ③3交代制④その他</p> <p>〔特記事項〕</p> <p>雇用形態： ①<u>正規職員・従業員</u> ②契約社員 ③派遣労働者</p> <p>④パート・アルバイト ⑤その他</p> <p>出退勤の管理の状況： ①タイムカード ②出勤簿 ③管理者による確認 ④<u>本人の申告</u> ⑤その他</p> <p>〔特記事項〕</p> <p>その他特記事項：</p> <p>〔 〕</p>	○

<p>当該労働者の 日常業務</p> <p>（具体的に記載 すること。）</p>	<p>I T技術職であり、コンピュータの基幹・根幹となるシステムの構築、運用、保守等の業務に従事していた。</p>	<p>資料No.</p> <p>○</p>
<p>事業場(所属部署)内 における当該労働者 の位置づけ</p> <p>（組織図により表 すと共に聴取実 施者には○印を 付記すること。）</p>		<p>○</p>
<p>事業場以外にお ける当該労働者 との相関図 (家族・友人等)</p> <p>（組織図により表 すと共に聴取実 施者には○印を 付記すること。）</p>		<p>○</p>

7 労働時間を認定した根拠

資料No.

○

(労働時間の把握方法)

- タイムカード 出勤簿・業務日報等 施錠記録・警備記録等
 本人の申告 管理者による確認 上司・同僚からの聴取
 その他 (入館退館記録 (フラッパーゲート通過記録)、緊急時の電話当番表)

(労働時間の推計方法)

1 所定労働時間

9時から17時45分まで、休憩1時間の7時間45分勤務である。休日は、土日、祝祭日である。勤怠は、パソコン内の勤怠管理システムに自己申告をして労働時間を登録している。

2 始業時刻

請求人は、「毎日8時30分頃には出勤しているので、始業時刻は8時30分である。」と申述している。また、請求人は、「平成30年9月に大規模なシステム障害が発生した際には、朝早く出勤して、出勤後すぐに仕事を始めていた。」と申述している。

勤怠管理システムの始業時刻は、一律で9時と記録されている。事業場が入居するビル1階のフラッパーゲートの通過時刻(出勤時刻)を確認すると、請求人は8時30分前後に出勤していることが多かった。

8時30分から所定始業時刻の9時までの請求人の様子について、事業場関係者は、「技術部では、始業時刻から仕事を始めればよく、始業前から仕事をしなければならない事情は特にありません。」「8時50分過ぎに出勤してくる社員が多く、早く出勤しなければならないようなことはありません。」「大内さんは、8時30分頃に出勤していましたが、習慣として30分前に出勤している印象でした。パソコンを立ち上げ、コーヒーを飲みながら、メールをチェックしていた日もあったと思いますが、9時より前から仕事をしなければならないから早く出勤していたというわけではなかったと思います。」「大内さんが始業前からばりばり仕事をしていた印象はありません。」と申述しており、請求人が始業時刻前に出勤することを義務付けられたり、始業時刻前から業務を開始することを余儀なくされていたりするようなことは確認されなかったことから、始業時刻は原則9時と判断する。

平成30年9月11日にシステムトラブルが発生し、翌12日から同月25日頃にトラブルが終息するまでの間、請求人の出勤時刻は通常より早い時刻になっている。

この点、事業場関係者に確認したところ、上司の陶晴斗は、「一刻も早くシステム障害を回復させなければならず、技術部の担当者は、始業時刻より早く出勤し、出勤したら速やかに業務に従事していた。」旨申述しており、始業時刻前から労働することを余儀なくされていたことから、当該時期については、出勤時刻を始業時刻と判断する。なお、フラッパーゲートから自席までの数分の移動を考慮し、始業時刻を評価した。

3 終業時刻

請求人は、「終業時刻は正しく勤怠管理システムで申告していた。」と申述している。

勤怠管理システムの記録と事業場が入居するビル1階のフラッパーゲートの通過時刻(退勤時刻)を確認すると、終業時刻の数分後に退勤時刻が記録されている日がほとんどであり、一部終業時刻から30分以上経過してから退勤時刻が記録されている日もあるが、請求人自身終業時刻は正しく申告していたと申述していることから、勤怠管理システムの終業時刻を終業時刻と評価する。

4 休憩

請求人は、1時間の休憩は概ね取得できていたと申述していることから、休憩は所定どおり取得していたと判断した。

なお、夜間の時間帯まで残業を行っている日について、所定外の休憩を取得していたか事業場関係者に確認したところ、「残業中に食事をとる場合には、近所のコンビニでサンドイッチやおにぎり等の軽食を買ってきて、自分の席で食べてすぐに仕事に戻る人がほとんどだった。」旨の申述から、具体的にどれだけの時間労働から解放されたものと判断できないものであるため、所定外の休憩はなかったものと評価した。

5 緊急時の電話当番

平日の所定労働時間後から翌日の始業時刻まで及び休日にシステム障害が発生した際に、技術部の担当者が交替で自宅等からリモートで応急対応することとなっていた。

請求人は、「頻繁に緊急時の電話当番があり、勤務時間外にも、いつ呼び出しがあるかわからない状

況におかれ、気を張っていなければならず、心休まる時間がなかった。緊急対応した時間のみが残業として扱われ、呼び出しに備えて待機していた時間が残業扱いにならないのはおかしい。」と申述している。

請求人の申述のとおり、退社後のシステム障害等に対応した場合には、残業として事後申請され、申請に基づき残業代が支給されている。

それ以外の待機時間の実態について、緊急時の電話当番表、勤怠管理システムの記録、事業場関係者への聴取により確認したところ、

- ① 当番の日は飲酒してはいけないこと、出社する必要がある場合に備えて、1時間以内に出社できる場所にいないといけないことになっているものの、それ以外に行動の制約はないこと
- ② 電話当番の頻度は、平日が週1回程度、休日が月1回程度であり、2人1組で担当していた
- ③ 発病前6か月間の請求人の緊急対応回数は、3回（平日2回（5月24日、7月2日）、休日1回（9月29日））だった
- ④ 発病前6か月間に請求人が緊急対応を行った3回とも自宅からのリモートであり、緊急で出社しなければならないトラブルはなかったこと
- ⑤ 発病前6か月間に請求人が行った3回の緊急対応に要した平均時間は、約2時間だった
- ⑥ 電話に出られなかったとしてもペナルティ等はなく、サブの担当者に連絡が行く仕組みになっていたこと

が確認された。

リモートで緊急対応した時間は、労働時間に該当する。

電話当番時の待機時間は、その時間を自由に利用することができ、対応しなければならない頻度は稀で、対応できなかったとしてもペナルティがなかったこと等に鑑みると、使用者の指揮命令下にあったものとは判断されず、労働時間には該当しない。

6 システム保守確認作業

緊急時の電話当番の日に、朝6時から6時30分にかけて、システムの保守確認を行う作業があり、この時間は労働時間として申告されている。早朝のシステム保守対応は業務命令により行っており、労働時間に該当する。労働時間集計表においては、電話当番明けの日の6時から6時30分までと評価する。

7 出張の移動時間

請求人は、「県外の〇〇株式会社に出張した際には、現地に9時に直行することになっていて、通常より早く家を出ていた。業務命令で出張したので、出張先に向かう移動時間も労働時間のはずだ。」と申述している。

平成30年6月18日から同月20日まで、同年7月23日から同月25日まで、同年8月27日から同月30日まで請求人は、隣県の〇〇株式会社に出張していたことが確認された。当該出張は、請求人の申述のとおり隣県の出張先に9時に直行するものであり、通常の出勤よりも時間がかかることは認められる。

請求人及び事業場関係者の申述によると、出張の移動時間は、所定労働時間外に公共交通機関を利用しての移動であり、移動中の行動について使用者から具体的な指示をされたり、作業を行うことを余儀なくされたりするようなことなく、自由に過ごすことができることを確認した。

したがって、出張先に直行した移動時間は労働時間には該当しないと判断した。

請求人は、出張業務を終えた後は、事業場に戻り通常業務に従事していることから、出張先から事業場への移動時間は、労働時間に該当すると判断した。

8 テレワーク

平成30年7月から事業場ではテレワーク制度を導入し、請求人は、週に1、2回テレワークを行っていた。テレワークは、自宅で行い、自宅から事業場のシステムにログインするリモートワークだった。

勤怠管理は、事業場内で勤務する時と同様に自己申告により管理していた。また、テレワークを行う日には、勤務を開始する時と終了するときに上司にメールで連絡するようになっており、上司へのメールの送信時刻、自己申告の記録及び事業場のシステムへのアクセスログに大きな離れはなく、テレワークの日については、自己申告の時刻により労働時間を評価した。

労働時間集計表（ 10月25日 ～ 9月26日 ）

（発病前（1）か月目）

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
10 / 25 (木)	9:00 ~ 18:00	9:00	8:00	① 42:25	⑥ = ① - 40 2:25
10 / 24 (水)	9:00 ~ 18:25	9:25	8:25		
10 / 23 (火)	6:00 ~ 19:30	11:00	10:00		
10 / 22 (月)	9:00 ~ 17:45	8:45	7:45		
10 / 21 (日)	始業時刻が6時の日は、緊急時の電話当番明けの6時から30分間システム確認作業を行った労働時間を評価している。				
10 / 20 (土)					
10 / 19 (金)	6:00 ~ 17:45	9:15	8:15		
10 / 18 (木)	9:00 ~ 18:15	9:15	8:15	② 48:15	⑦ = ② - 40 8:15
10 / 17 (水)	9:00 ~ 18:45	9:45	8:45		
10 / 16 (火)	9:00 ~ 20:00	11:00	10:00		
10 / 15 (月)	9:00 ~ 20:15	11:15	10:15		
10 / 14 (日)	6:00 ~ 6:30	0:30	0:30		
10 / 13 (土)	～				
10 / 12 (金)	9:00 ~ 20:30	11:30	10:30		
10 / 11 (木)	9:00 ~ 19:30	10:30	9:30	③ 37:05	⑧ = ③ - 40 0:00
10 / 10 (水)	9:00 ~ 19:30	10:30	9:30		
10 / 9 (火)	9:00 ~ 18:35	9:35	8:35		
10 / 8 (月)	～				
10 / 7 (日)	～				
10 / 6 (土)	6:00 ~ 6:30	0:30	0:30		
10 / 5 (金)	9:00 ~ 19:00	10:00	9:00		
10 / 4 (木)	9:00 ~ 19:15	10:15	9:15	④ 49:00	⑨ = ④ - 40 9:00
10 / 3 (水)	9:00 ~ 19:45	10:45	9:45		
10 / 2 (火)	9:00 ~ 19:30	10:30	9:30		
10 / 1 (月)	9:00 ~ 19:30	10:30	9:30		
9 / 30 (日)	6:00 ~ 6:30	0:30	0:30		
9 / 29 (土)	12:00 ~ 14:00	2:00	2:00		
9 / 28 (金)	9:00 ~ 18:30	9:30	8:30		
9 / 27 (木)	9:00 ~ 19:00	10:00	9:00	⑤ 18:30	⑩ = ⑤ - 8) 10:30
9 / 26 (水)	9:00 ~ 19:30	10:30	9:30		
合 計		216:15		①～⑤ 195:15	⑥～⑩ 30:10

労働時間集計表 (9月25日 ~ 8月27日)

(発病前 (2) か月目)

	労働時間 (始業～終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
9 / 25 (火)	6:00 ~ 22:15	14:35	13:35	① 75:40	⑥ = ① - 40 35:40
9 / 24 (月)	7:30 ~ 21:20	13:50	12:50		
9 / 23 (日)	~				
9 / 22 (土)	8:00 ~ 21:35	13:35	12:35		
9 / 21 (金)	6:00 ~ 20:25	13:25	12:25		
9 / 20 (木)	8:00 ~ 20:00	12:00	11:00		
9 / 19 (水)	7:30 ~ 21:45	14:15	13:15		
9 / 18 (火)	7:30 ~ 22:45	15:15	14:15	② 72:35	⑦ = ② - 40 32:35
9 / 17 (月)	7:45 ~ 22:15	14:30	13:30		
9 / 16 (日)	9:00 ~ 15:35	6:35	5:35		
9 / 15 (土)	~				
9 / 14 (金)	8:00 ~ 21:30	13:30	12:30		
9 / 13 (木)	6:00 ~ 21:15	13:45	12:45		
9 / 12 (水)	7:30 ~ 22:30	15:00	14:00		
9 / 11 (火)	9:00 ~ 24:00	15:00	14:00	③ 49:50	⑧ = ③ - 40 9:50
9 / 10 (月)	9:00 ~ 19:00	10:00	9:00		
9 / 9 (日)	~				
9 / 8 (土)	~				
9 / 7 (金)	6:00 ~ 19:20	10:50	9:50		
9 / 6 (木)	9:00 ~ 18:45	9:45	8:45		
9 / 5 (水)	9:00 ~ 18:15	9:15	8:15		
9 / 4 (火)	9:00 ~ 20:45	11:45	10:45	④ 48:15	⑨ = ④ - 40 8:15
9 / 3 (月)	~				
9 / 2 (日)	~				
9 / 1 (土)	~				
8 / 31 (金)	9:00 ~ 22:45	13:45	12:45		
8 / 30 (木)	9:00 ~ 22:15	13:15	12:15		
8 / 29 (水)	9:00 ~ 22:30	13:30	12:30		
8 / 28 (火)	6:00 ~ 20:15	11:45	10:45	⑤ 20:30	⑩ = ⑤ - 16) 4:30
8 / 27 (月)	9:00 ~ 19:45	10:45	9:45		
合 計		289:50		①~⑤ 266:50	⑥~⑩ 90:50

労働時間集計表 (8月26日 ~ 7月28日)

(発病前(3)か月目)

	労働時間 (始業~終業)	1日の 拘束時間数	1日の 労働時間数	総労働 時間数	時間外 労働時間数
8 / 26 (日)	~			① 57:10	⑥ = ① - 40 17:10
8 / 25 (土)	~				
8 / 24 (金)	9:00 ~ 22:15	13:15	12:15		
8 / 23 (木)	9:00 ~ 19:15	10:15	9:15		
8 / 22 (水)	9:00 ~ 23:10	14:10	13:10		
8 / 21 (火)	9:00 ~ 21:45	12:45	11:45		
8 / 20 (月)	9:00 ~ 20:45	11:45	10:45		
8 / 19 (日)	~			② 56:40	⑦ = ② - 40 16:40
8 / 18 (土)	~				
8 / 17 (金)	6:00 ~ 21:40	13:10	12:10		
8 / 16 (木)	9:00 ~ 20:45	11:45	10:45		
8 / 15 (水)	9:00 ~ 22:30	13:30	12:30		
8 / 14 (火)	9:00 ~ 21:00	12:00	11:00		
8 / 13 (月)	9:00 ~ 20:15	11:15	10:15		
8 / 12 (日)	~			③ 49:45	⑧ = ③ - 40 9:45
8 / 11 (土)	~				
8 / 10 (金)	9:00 ~ 20:25	11:25	10:25		
8 / 9 (木)	9:00 ~ 19:30	10:30	9:30		
8 / 8 (水)	6:00 ~ 19:45	11:15	10:15		
8 / 7 (火)	9:00 ~ 18:45	9:45	8:45		
8 / 6 (月)	9:00 ~ 20:50	11:50	10:50		
8 / 5 (日)	~			④ 47:00	⑨ = ④ - 40 7:00
8 / 4 (土)	~				
8 / 3 (金)	13:00 ~ 19:15	6:15	6:15		
8 / 2 (木)	9:00 ~ 20:15	11:15	10:15		
8 / 1 (水)	9:00 ~ 21:00	12:00	11:00		
7 / 31 (火)	9:00 ~ 20:00	11:00	10:00		
7 / 30 (月)	6:00 ~ 19:00	10:30	9:30		
7 / 29 (日)	~			⑤ 0:00	⑩ = ⑤ - 0)
7 / 28 (土)	~				
合 計		229:35		①~⑤ 210:35	⑥~⑩ 50:35

(発症前4か月目以前は省略)

労働時間算定資料

日付	曜日	署認定										事業場作成集計表					備考欄				
		出勤時刻	始業時刻	終業時刻	退勤時刻	休憩時刻	電話当番	対応開始	対応終了	保守業務	労働時間	始業時刻	終業時刻	休憩	労働時間						
7月1日	日																				
7月2日	月	8:31	9:00	21:30	21:43	1:00	○	28:10	28:45						12:05	9:00	21:30	1:00	12:05	28:10-28:45リモートでトラブル対応	
7月3日	火	8:30	9:00	17:45	17:53	1:00				0:30					8:15	9:00	17:45	1:00	8:15		
7月4日	水	8:24	9:00	20:15	20:20	1:00									10:15	9:00	20:15	1:00	10:15		
7月5日	木		9:00	18:30		1:00									8:30	9:00	18:30	1:00	8:30	テレワーク	
7月6日	金	8:26	9:00	19:45	19:49	1:00									9:45	9:00	19:45	1:00	9:45		
7月7日	土																				
7月8日	日																				
7月9日	月	8:27	9:00	18:00	18:07	1:00									8:00	9:00	18:00	1:00	8:00		
7月10日	火	8:29	9:00	16:45	16:52	1:00									6:45	9:00	16:45	1:00	6:45	時間休取得	
7月11日	水																				夏休み
7月12日	木																				夏休み
7月13日	金																				夏休み
7月14日	土																				
7月15日	日																				
7月16日	月																				祝日
7月17日	火	8:28	9:00	19:30	19:33	1:00									9:30	9:00	19:30	1:00	9:30		
7月18日	水	8:31	9:00	22:15	22:20	1:00									12:15	9:00	22:15	1:00	12:15		
7月19日	木		9:00	17:45		1:00	○								7:45	9:00	17:45	1:00	7:45	テレワーク	
7月20日	金	8:32	9:00	19:15	19:28	1:00				0:30					9:45	9:00	19:15	1:00	9:45		
7月21日	土																				
7月22日	日																				
7月23日	月	13:35	9:00	18:00	18:11	1:00									8:00	9:00	18:00	1:00	8:00	○(株)に直行出張(9時に現地)	
7月24日	火	16:10	9:00	18:00	18:06	1:00									8:00	9:00	18:00	1:00	8:00	○(株)に直行出張(9時に現地)	
7月25日	水	14:57	9:00	17:45	17:58	1:00	○								7:45	9:00	17:45	1:00	7:45	○(株)に直行出張(9時に現地)	
7月26日	木		9:00	17:45		1:00				0:30					8:15	9:00	17:45	1:00	8:15	テレワーク	
7月27日	金	8:23	9:00	18:00	18:05	1:00									8:00	9:00	18:00	1:00	8:00		
7月28日	土																				
7月29日	日														0:00				0:00		
7月30日	月	8:29	9:00	19:00	19:23	1:00				0:30					9:30	9:00	19:00	1:00	9:30		
7月31日	火	8:27	9:00	20:00	20:08	1:00									10:00	9:00	20:00	1:00	10:00		

「出勤時刻」、「退勤時刻」は、事業場が入居するビル1Fのラッパバゲートを通じた時刻である

「署認定」は、当署で認定した始業時刻、終業時刻、労働時間である

「電話当番」は、勤務終了後から翌日の始業時刻までであり、開始日に○を付した

「対応開始」、「対応終了」は、緊急電話当番の日に、労働時間外に電話がありトラブル対応等を行った対応開始時刻と対応終了時刻である

「保守業務」は、緊急電話当番の日に、翌6時から6時30分の間に行うシステム保守対応業務の時間数 電話当番明けの日の6時から6時30分と評価した

「事業場作成集計表」は、事業場から提出された労働時間集計表を転記したもの

(平成30年6月以前分は省略)

日付	曜日	署認定					事業場作成集計表										備考欄		
		出勤時刻	始業時刻	終業時刻	退勤時刻	休憩時間	電話当番	対応開始	対応終了	保守業務	労働時間	始業時刻	終業時刻	休憩	労働時間				
8月1日	水	8:26	9:00	21:00	21:06	1:00								11:00	9:00	21:00	1:00	11:00	
8月2日	木		9:00	20:15		1:00								10:15	9:00	20:15	1:00	10:15	テレワーク
8月3日	金	12:50	13:00	19:15	19:21	0:00								6:15	13:00	19:15	0:00	6:15	半日休暇
8月4日	土																		
8月5日	日																		
8月6日	月	8:27	9:00	20:50	21:04	1:00								10:50	9:00	20:50	1:00	10:50	
8月7日	火	8:28	9:00	18:45	18:50	1:00	○							8:45	9:00	18:45	1:00	8:45	
8月8日	水		9:00	19:45		1:00				0:30				10:15	9:00	19:45	1:00	10:15	テレワーク
8月9日	木		9:00	19:30		1:00								9:30	9:00	19:30	1:00	9:30	テレワーク
8月10日	金	8:27	9:00	20:25	20:29	1:00								10:25	9:00	20:25	1:00	10:25	
8月11日	土																		
8月12日	日																		
8月13日	月	8:30	9:00	20:15	20:18	1:00								10:15	9:00	20:15	1:00	10:15	
8月14日	火	8:27	9:00	21:00	21:11	1:00								11:00	9:00	21:00	1:00	11:00	
8月15日	水	8:29	9:00	22:30	22:35	1:00								12:30	9:00	22:30	1:00	12:30	
8月16日	木		9:00	20:45		1:00	○							10:45	9:00	20:45	1:00	10:45	テレワーク
8月17日	金	8:31	9:00	21:40	21:44	1:00				0:30				12:10	9:00	21:40	1:00	12:10	
8月18日	土																		
8月19日	日																		
8月20日	月	8:26	9:00	20:45	20:49	1:00								10:45	9:00	20:45	1:00	10:45	
8月21日	火	8:25	9:00	21:45	21:56	1:00								11:45	9:00	21:45	1:00	11:45	
8月22日	水	8:27	9:00	23:10	23:14	1:00								13:10	9:00	23:10	1:00	13:10	
8月23日	木		9:00	19:15		1:00								9:15	9:00	19:15	1:00	9:15	テレワーク
8月24日	金	8:30	9:00	22:15	22:18	1:00								12:15	9:00	22:15	1:00	12:15	
8月25日	土																		
8月26日	日																		
8月27日	月	17:53	9:00	19:45	19:52	1:00	○							9:45	9:00	19:45	1:00	9:45	○(株)に直行出張(9時に現地)
8月28日	火	15:41	9:00	20:15	20:18	1:00				0:30				10:45	9:00	20:15	1:00	10:45	○(株)に直行出張(9時に現地)
8月29日	水	14:25	9:00	22:30	22:38	1:00								12:30	9:00	22:30	1:00	12:30	○(株)に直行出張(9時に現地)
8月30日	木	18:32	9:00	22:15	22:26	1:00								12:15	9:00	22:15	1:00	12:15	○(株)に直行出張(9時に現地)
8月31日	金	8:25	9:00	22:45	22:50	1:00								12:45	9:00	22:45	1:00	12:45	

日付	曜日	署認定				事業場作成集計表										備考欄		
		出勤時刻	始業時刻	終業時刻	退勤時刻	休憩時間	電話当番	対応開始	対応終了	保守業務	労働時間	労働時刻	始業時刻	終業時刻	休憩		労働時間	
9月1日	土																	
9月2日	日																	
9月3日	月																	
9月4日	火	8:31	9:00	20:45	21:20	1:00												
9月5日	水	8:32	9:00	18:15	18:20	1:00												
9月6日	木		9:00	18:45		1:00	○											テレワーク
9月7日	金	8:28	9:00	19:20	19:31	1:00				0:30								
9月8日	土																	
9月9日	日																	
9月10日	月	8:27	9:00	19:00	19:04	1:00												
9月11日	火	8:31	9:00	24:00	24:05	1:00												
9月12日	水	7:24	7:30	22:30	22:34	1:00	○											システム障害発生
9月13日	木	7:56	8:00	21:15	21:22	1:00				0:30								
9月14日	金	7:55	8:00	21:30	21:34	1:00												
9月15日	土																	
9月16日	日	8:56	9:00	15:35	15:40	1:00												
9月17日	月	7:39	7:45	22:15	22:19	1:00												
9月18日	火	7:26	7:30	22:45	22:53	1:00												
9月19日	水	7:25	7:30	21:45	21:51	1:00												
9月20日	木	7:56	8:00	20:00	20:06	1:00	○											
9月21日	金	7:24	7:30	20:25	20:28	1:00				0:30								
9月22日	土	7:54	8:00	21:35	21:40	1:00												
9月23日	日																	
9月24日	月	7:26	7:30	21:20	21:24	1:00	○											
9月25日	火	8:03	8:10	22:15	22:21	1:00				0:30								
9月26日	水	8:35	9:00	19:30	19:34	1:00												
9月27日	木	8:28	9:00	19:00	19:11	1:00												
9月28日	金	8:31	9:00	18:30	18:35	1:00												
9月29日	土						○	12:00	14:00									12:00-14:00リモートでトラブル対応
9月30日	日									0:30								

日付	曜日	署認定						署認定						事業場作成集計表													
		出勤時刻	始業時刻	終業時刻	退勤時刻	休憩時間	電話当番	対応開始	対応終了	保守業務	労働時間	労働時刻	始業時刻	終業時刻	休憩	労働時間	労働時刻	始業時刻	終業時刻	休憩	労働時間	労働時刻	始業時刻	終業時刻	備考欄		
10月1日	月	8:27	9:00	19:30	19:34	1:00									9:30	9:00	19:30	1:00			9:30	9:30	9:00	19:30	1:00		
10月2日	火	8:28	9:00	19:30	19:36	1:00									9:30	9:00	19:30	1:00			9:30	9:30	9:00	19:30	1:00		
10月3日	水	8:27	9:00	19:45	20:20	1:00									9:45	9:00	19:45	1:00			9:45	9:45	9:00	19:45	1:00		
10月4日	木		9:00	19:15		1:00									9:15	9:00	19:15	1:00			9:15	9:15	9:00	19:15	1:00	テレワーク	
10月5日	金		9:00	19:00		1:00	○								9:00	9:00	19:00	1:00			9:00	9:00	9:00	19:00	1:00	テレワーク	
10月6日	土									0:30					0:30												0:30
10月7日	日																										
10月8日	月																										
10月9日	火	8:26	9:00	18:35	18:43	1:00									8:35	9:00	18:35	1:00			8:35	8:35	9:00	18:35	1:00	祝日	
10月10日	水	8:29	9:00	19:30	19:38	1:00									9:30	9:00	19:30	1:00			9:30	9:30	9:00	19:30	1:00		
10月11日	木		9:00	19:30		1:00									9:30	9:00	19:30	1:00			9:30	9:30	9:00	19:30	1:00	テレワーク	
10月12日	金	8:29	9:00	20:30	20:34	1:00									10:30	9:00	20:30	1:00			10:30	10:30	9:00	20:30	1:00		
10月13日	土						○								0:00						0:00						0:00
10月14日	日														0:30						0:30						0:30
10月15日	月	8:35	9:00	20:15	20:21	1:00									10:15	9:00	20:15	1:00			10:15	10:15	9:00	20:15	1:00		
10月16日	火	8:47	9:00	20:00	20:06	1:00									10:00	9:00	20:00	1:00			10:00	10:00	9:00	20:00	1:00		
10月17日	水	8:42	9:00	18:45	18:53	1:00									8:45	9:00	18:45	1:00			8:45	8:45	9:00	18:45	1:00		
10月18日	木		9:00	18:15		1:00	○								8:15	9:00	18:15	1:00			8:15	8:15	9:00	18:15	1:00	テレワーク	
10月19日	金	8:51	9:00	17:45	17:49	1:00									8:15	9:00	17:45	1:00			8:15	8:15	9:00	17:45	1:00		
10月20日	土																										
10月21日	日																										
10月22日	月	8:55	9:00	17:45	17:51	1:00	○								7:45	9:00	17:45	1:00			7:45	7:45	9:00	17:45	1:00		
10月23日	火	8:56	9:00	19:30	19:36	1:00									10:00	9:00	19:30	1:00			10:00	10:00	9:00	19:30	1:00		
10月24日	水		9:00	18:25		1:00									8:25	9:00	18:25	1:00			8:25	8:25	9:00	18:25	1:00	テレワーク	
10月25日	木		9:00	18:00		1:00									8:00	9:00	18:00	1:00			8:00	8:00	9:00	18:00	1:00	テレワーク	
10月26日	金		9:00	19:45		1:00									9:45	9:00	19:45	1:00			9:45	9:45	9:00	19:45	1:00	テレワーク	
10月27日	土																										
10月28日	日																										
10月29日	月																										病休
10月30日	火																										病休
10月31日	水																										病休